

2. 林子平の墓について

問 林子平の墓⁽¹⁾について、次のことをお知らせください。

1. 墓の所在地
2. 墓の寸法・形状

答 1. 仙台市子平町19の5、龍雲院。

2. 墓碑の高54.8cm、幅27.3cm、厚19.7cm、直方体で、頂面は蒲錐形、別に2段の台石があり、木造の鞘堂に覆われています。

注(1) 林子平の死後49年目の天保12年〔1841〕子平赦罪の通達を受けた甥の林珍平が翌13年に始めて建てたものである。罪人の墓碑を建てることは許されなかったからである。墓銘は、

(表面)

寛政五癸丑歳六月二十一日 六無齋友直居士 行年五拾六歳

(裏面)

林氏

とあり、筆者は仙台の書家白石権太夫良能〔ながよし〕。昭和17年7月21日国指定の史跡となり現在に至っている。

子平の赦免は、この時点よりも20年以前に既に決定済であったが、幕府当局の体面からか、或いは怠慢からか、執行されることなく放置されてきたものである。このような子平の名誉回復を図ったのが、天保11年江戸町奉行に就任した遠山左衛門尉景元であった。遠山景元は勘定奉行・大目付等の要職をも歴任し、江戸町奉行としては前後11年間在任し、通称金四郎から名奉行「遠山の金さん」の名で今に知られる人物である。その沙汰書は次の通りである。

『松平陸奥守家来

林子平

同子平再甥

承り人 林良伍〔珍平の子〕

林子平儀先年蟄居申付候処文政五午年〔1822〕三月御転任〔第11代將軍家齊叙任従一位左大臣〕御祝儀之御赦に御免被仰付候然処病死致候に付其方へ申渡候間難有可奉存候旨今般水野越前守御指図に而遠国之儀に付主人方に而赦免申渡証文取之可差出候条別紙請取案添達候事

丑〔天保12年〕六月』

遠山景元の明晰については「林子平伝記」（鈴木省三）も次のように記している。『文政五年に至て赦されたる……之を其の二十年後なる天保12年に至り宣告したるは等閑も甚しといふべし、但し遠山左衛門尉町奉行たればこそ之を宣告したるなれ、然らずんば尚其の俣に儼然経過したりしならんも知る可らず、不幸の人といふ可し。』

また、天保12年6月上掲の赦免沙汰書を受けた林良伍〔通明。珍平の子〕が記した文中に『……終に寛永五年水無月末の一日帰らぬ道に旅立ちぬれば公に聞えあげて北山龍雲院に仮の葬りしつ しかあるにはからずも今年二月東都市の司遠山左衛門尉景晋〔元の誤り〕の許より友直の生死身よりを尋ねさせ給ふとのことを公の予に問はせければ友直はとく此世をさりてことし百年の半に一とせたらぬよし聞えあげたるに柳営の太政大臣に進ませ西の御所の一位に昇らせ給ふ〔第11代將軍家齊任太政大臣、世嗣家慶叙従一位、文政10年3月18日の昇進を指しているが、子平の赦免は沙汰書に明記してある通り文政5年3月1日の叙任の時であったので、この個所は誤まっている。〕御祝ひの御赦しに友直の罪をゆるさせらるる旨を時の執権〔老中〕浜松侍従水野越前守忠邦朝臣より伝へ賜りぬ いかばかり苔の下にもよろこびけむとたゞちに塚にまうでそのことを告げし折に通明「なきたまもうれしからまし君か代の恵みにもれぬ道をおもへは」とおもひつづけていさゝかそのよしをしるし後の世に伝ふるのみ』〔この全文を刻んだ林子平碑を良伍の子通貴が明治10年4月子平墓の左傍に建てた。〕なお、子平墓の墓銘の筆者について「六無齋逸話集」(今泉篁洲編 「増補六無齋全集」第4冊、林次郎〔等〕編「増補六無齋遺草」の内)に次の記事がある。『白石良元云く、寛政五年六月廿一日林子平先生禁錮中死去せられしを以て、供養の小さき碑を建てられたるに、其当時仙台藩の禁制を犯したる廉を以て、其小碑に金網を鎖されたりと。後天保十二年丑七月二日、大番頭泉田佐渡殿より子平赦免の御達しあるを以て、子平君の姪なる珍平氏が我家に至りて、先代白石権太夫に「六無齋友直居士」と墓碑名の揮毫をたのみ、新たに碑を建てられしと云へり。』

資料 増補六無齋遺草(林次郎〔等〕編)

林子平伝記(鈴木省三)

宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告第12輯(宮城県史蹟名勝天然記念物調査会)

奥羽観蹟聞老志補修篇(伊勢齋助、「仙台叢書」〔別巻4〕の「奥羽観蹟聞老志(下)」の内)

3. 引地正右のこと

問 「引地正右」の読み方と、仙台志料の中に書かれているというこの人物についての記事(原文のまま)を教えてください。⁽¹⁾

答 引地正右は「ひきちしょうう」と読み、正しくは引地正右衛門のことです。例えば、大久保彦左衛門を大久保彦左と呼ぶたぐいです。昔は、よくこのように、人名を省略して呼んでいます、決